

改正

平成11年12月22日条例第71号  
平成12年3月31日条例第38号  
平成13年3月30日条例第24号  
平成14年3月29日条例第22号  
平成14年12月19日条例第51号  
平成15年3月31日条例第29号  
平成15年12月22日条例第55号  
平成16年3月25日条例第1号  
平成17年3月31日条例第24号  
平成18年3月31日条例第28号  
平成19年3月30日条例第24号  
平成20年3月31日条例第30号  
平成21年3月31日条例第23号  
平成23年3月31日条例第22号  
平成24年3月30日条例第25号  
平成25年3月28日条例第18号  
平成25年12月12日条例第34号  
平成26年3月28日条例第22号  
平成27年3月27日条例第24号  
平成28年3月29日条例第29号  
平成30年12月14日条例第41号  
平成31年3月27日条例第14号  
平成31年3月27日条例第28号

豊橋市地域下水道条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、豊橋市地域下水道（以下「地域下水道」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称等)

第2条 豊橋市下水道条例（昭和41年豊橋市条例第41号。以下「下水道条例」という。）に基づく公共下水道が設置された区域外に居住する市民の生活環境の向上及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく公共用水域の水質の保全に資するため、一定の地域を画し、これを一単位とした地域下水道を設置する。

2 地域下水道の種類は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）に基づく特定環境保全公共下水道、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業集落排水施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくし尿処理施設その他市長がこれらに準ずる施設として設置するものとする。

3 地域下水道の名称及び処理区域は、別表のとおりとする。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 生活又は事業（耕作の事業を除く。）に起因し、又は付随する廃水（農業集落排水施設にあっては、工場廃水その他特殊な廃水を除く。）をいう。
- (2) 排水設備 汚水を地域下水道に排除するために必要な排水管、排水渠(きよ)その他の排水施設をいう。

- (3) 除害施設 汚水による地域下水道への障害を除去するために必要な施設をいう。
  - (4) 義務者 処理区域内の土地又は建築物の所有者をいう。
  - (5) 使用者 汚水を地域下水道に排除する者をいう。
- (供用開始の公告)

第4条 市長は、地域下水道の供用を開始しようとするときは、供用を開始すべき年月日、その区域その他供用開始に必要な事項を公告しなければならない。公告した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の設置義務等)

第5条 義務者は、地域下水道の供用開始の日から5月以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事由により市長の許可を受けた場合は、その期間を延長することができる。

- 2 義務者は、地域下水道の処理開始の日から3年以内にくみ取便所を水洗便所に改造しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(排水設備の接続方法等)

第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、汚水を排除すべき排水管の内径及び勾(こう)配を、市長が特別の事由があると認める場合を除き、次の表に定めるところにより設置しなければならない。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (単位人)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	勾(こう)配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上 300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上 500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

- 2 前項の場合において、排水管に代え、排水渠(きよ)を設置する場合は、同項の規定により設置すべき内径の排水管に相当する流下能力のある断面積を有したものとしなければならない。

(排水設備等計画の確認等)

第7条 排水設備又はこれらに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が市長が別に定める排水設備等の設置及び構造に関する基準に適合することについて、市長の確認を受けなければならない。

- 2 排水設備等の新設等の工事は、下水道条例第8条の排水設備指定工事店でなければ行ってはならない。
- 3 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。

(除害施設の設置等)

第8条 使用者は、下水道条例第11条から第11条の3までに定める基準に適合しない汚水を継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じ、当該基準に適合させなければならない。

(工事負担金)

第9条 市長は、法第19条の政令で定めるところにより算出した量以上の汚水を排除することができる排水設備が設けられたことにより、地域下水道の改築を行うことが必要となったときは、当該工事に要する費用の一部を工事負担金（以下「負担金」という。）として、当該排水設備を設ける者に負担させるものとする。

- 2 負担金は、地域下水道の建設に要する費用を当該地域下水道の計画汚水量で除した額（以下「単位工事金額」という。）に当該負担金を負担することとなった者が設置した前項の規定に該当する排水設備から排除することができる汚水の地域下水道の管渠(きよ)（取付管渠(きよ)を除く。）の当該汚水が流入すべき部分（以下「流入部分」という。）における1日当たりの汚水量から当該流入部分における既計画汚水量を控除した量を乗じて得た額とする。

- 3 単位工事金額は、年度ごとに市長が定める。

(負担金の徴収)

第10条 市長は、前条第1項の規定に該当する者から法第11条の2の規定による届出（第20条の規定により公共下水道の例による場合の届出を含む。）があったときは、前条第2項の規定により、その者が負担すべき負担金の額を決定するものとする。

2 前項の負担金は、第7条第1項の規定による排水設備等の新設等の計画の確認の際、徴収するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、当該新設等の完了時までを限度とし、その徴収を延期することができる。

（使用開始等の届出）

第11条 使用者が地域下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 法第11条の2の規定により届出（第20条の規定により公共下水道の例による場合の届出を含む。）をしなければならない者は、第7条第1項の規定による排水設備等の新設等の計画の確認の申請の1月前に届け出なければならない。その届出に係る汚水の量又は水質の変更をしようとするときも、同様とする。

3 法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7による届出（第20条の規定により公共下水道の例による場合の届出を含む。）をした者は、前項の規定による届出をしたものとみなす。

（使用の態様の変更の届出）

第11条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他使用の態様の変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（義務者等の変更）

第12条 義務者又は使用者に変更があった場合は、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を遅滞なく市長に届け出なければならない。

（使用許可）

第13条 処理区域外の者が地域下水道を使用しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

（使用料の徴収）

第14条 市長は、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、2月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、1月ごとに、又は随時に徴収することができる。

3 市長は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため地域下水道を使用する場合その他地域下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から地域下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めるときに行う。

（使用料の算定方法）

第15条 使用料の額は、1月につき次の表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

区分	基本使用料	従量使用料				
		排出量10立方メートルまで	排出量10立方メートルを超え20立方メートルまで	排出量20立方メートルを超え50立方メートルまで	排出量50立方メートルを超え100立方メートルまで	排出量100立方メートルを超えるもの
一般用	900円	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき
		10円	140円	220円	310円	350円
臨時用		排出量1立方メートルにつき				350円

2 市長は、2月ごとに使用者が排除した汚水の量を算出し、その算出した日の属する月分及びその前月分の汚水の排出量として使用料を算定する。この場合の汚水の排出量は、各月均等とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、1月ごとに、又は随時に汚水の排出量を算出し、使用料を算定することができる。

4 月の中途において汚水の排除を開始し、廃止し、又は休止するときの基本使用料は、使用日数が15日未満のときはその月分について所定額の2分の1とし、15日以上ときは1月分として算定する。

(汚水排出量の認定等)

第16条 汚水の排出量の算出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。
- (2) 水道水以外の水を排除した場合は、使用の様態その他の事情を考慮して市長が認定した量とする。
- (3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い地域下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者の場合は、市長が認定した量とする。

2 前項第3号の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、2月ごとの地域下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(手数料)

第17条 手数料は、次の区分により徴収する。

- (1) 既設管渠(きよ)への排水管接続手数料 1件につき13,000円
- (2) 図面の複写手数料 1枚につき250円

(使用料等の督促)

第18条 使用料、手数料又は負担金を納付期限までに完納しない場合は、督促状を発する。

(使用料等の減免)

第19条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料、手数料又は負担金を減免することができる。

(その他の管理等)

第20条 地域下水道の管理、使用、処分及び手続(これらに係る罰則を含む。)は、この条例に定めるもののほか、下水道条例に基づく公共下水道の例による。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。  
(豊橋市地域下水道設置及び管理に関する条例及び豊橋市農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 豊橋市地域下水道設置及び管理に関する条例(昭和53年豊橋市条例第29号。以下「地域下水道条例」という。)及び豊橋市農業集落排水施設設置及び管理に関する条例(平成2年豊橋市条例第15号。以下「農業集落排水施設条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に地域下水道条例及び農業集落排水施設条例の規定によりなされた承認、許可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

(平成12年度及び平成13年度の使用料の額)

- 4 平成12年度及び平成13年度の使用料(一般用の使用に係るものに限る。)の額は、第15条第1項の規定にかかわらず、1月につき次の表により算出した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

年度	基本使用料		超過使用料		
	排出量10立方メートルまで	排出量10立方メートルを超え20立方メートルまで	排出量20立方メートルを超え50立方メートルまで	排出量50立方メートルを超え100立方メートルまで	排出量100立方メートルを超えるもの
	1立方メートル	1立方メートル	1立方メートル	1立方メートル	1立方メートル

		につき	につき	につき	につき
平成12年度	770円	100円	120円	140円	150円
平成13年度	770円	100円	140円	180円	200円

附 則（平成11年12月22日条例第71号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
（地域下水道を継続使用している者に係る切替え前の使用料）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き地域下水道を使用している者の施行日から施行日以後最初の豊橋市水道事業給水条例（昭和33年豊橋市条例第19号）第16条第1項の規定による計量の日の前日までに排除された汚水に係る使用料の算定については、改正後の第15条第2項から第4項まで及び附則第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の使用料の算定において、1月に満たない期間に係る使用料は、同項の規定により従前の例によることとされる改正前の第14条第4項の規定にかかわらず、使用料の月額の日割りにより算定した額とする。この場合において、1日当たりの金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。  
（平成13年度使用料への切替え）
- 4 改正後の附則第4項の規定（平成13年度の使用料の算定に係る部分に限る。）は、平成13年5月分の使用料（使用料算定の基礎となる同年4月1日以後最初の1月間の汚水の排出量に係る使用料をいう。）から適用する。  
（平成14年度使用料への切替え）
- 5 改正後の第15条第1項の規定は、平成14年5月分の使用料（使用料算定の基礎となる同年4月1日以後最初の1月間の汚水の排出量に係る使用料をいう。）から適用する。

附 則（平成12年3月31日条例第38号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表農業集落排水施設の部の改正規定（同部五号地域下水道の項に係る部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第24号）

この条例は、平成13年3月31日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第22号）

この条例は、平成14年3月31日から施行する。ただし、別表し尿処理施設の部の改正規定（同部植田三区地域下水道の項に係る部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成14年12月19日条例第51号）

この条例は、県営ほ場整備事業豊橋地区の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則（平成15年3月31日条例第29号）

この条例は、平成15年3月31日から施行する。

附 則（平成15年12月22日条例第55号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表特定環境保全公共下水道の部に下五井・横須賀地域下水道の項を加える改正規定（下五井町甚太前、下五井町東店、横須賀町玄宗、横須賀町重森及び横須賀町野田に係る部分に限る。）

平成16年1月1日

(2) 別表特定環境保全公共下水道の部に下五井・横須賀地域下水道の項を加える改正規定（前号に規定する改正規定を除く。） 平成16年3月31日

附 則（平成16年3月25日条例第1号）

この条例は、県営農地開発事業伊古部地区の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年3月31日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の豊橋市地域下水道条例の規定に基づき、平成19年4月1日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第25号)

この条例は、平成24年3月31日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日条例第18号)

この条例は、平成25年3月31日から施行する。

附 則 (平成25年12月12日条例第34号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

(豊橋市地域下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 第46条の規定による改正後の豊橋市地域下水道条例第15条第1項の規定は、平成26年6月1日以後に行った汚水の排出量の算出に基づく使用料から適用し、同日前に行った汚水の排出量の算出に基づく使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月28日条例第22号)

この条例中別表の改正は平成26年3月31日から、第11条の2及び第12条の改正は同年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日条例第24号)

この条例は、平成27年3月31日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日条例第29号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表農業集落排水施設の部の改正 平成28年3月31日

(2) 別表特定環境保全公共下水道の部及びし尿処理施設等の部の改正 平成28年4月1日

附 則 (平成30年12月14日条例第41号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(豊橋市地域下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の豊橋市地域下水道条例第15条第1項の規定は、平成31年4月分の使用料から適用し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。この場合において、同年4月から平成32年3月までの各月分の使用料に係る同項の規定の適用については、同項の表中

1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき
10円	140円	220円	310円	350円

とあるのは、

1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき
5円	120円	190円	270円	305円

とする。

附 則（平成31年 3 月27日条例第14号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。（後略）

（豊橋市地域下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

第 5 条 第40条の規定による改正後の豊橋市地域下水道条例第15条第 1 項の規定は、平成31年12月 1 日以後に行うべき汚水の排出量の算出に基づく使用料から適用し、同日前に行った、又は行うべきであった汚水の排出量の算出に基づく使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月27日条例第28号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

種別	名称	処理区域
特定環境 保全公共 下水道	高根地域下水道	高塚町字笹原、高塚町字神田、高塚町字井原、高塚町字郷中、高塚町字西方、高塚町字小六田、高塚町字広坪、高塚町字石神、高塚町字中保部、高塚町字寒サ、高塚町字名操、高塚町字道天下、西七根町字南浜辺、西七根町字中浜辺、西七根町字東浜辺、西七根町字西浜辺、西七根町字北浜辺、西七根町字石塚、西七根町字中石塚、西七根町字小峠、東七根町字東六ツ峰、東七根町字坪尻、東七根町字山ノ神、東七根町字井領、東七根町字松端及び東七根町字前の各一部
	豊南地域下水道	伊古部町字小鮎ヶ谷、伊古部町字長左ヶ谷、伊古部町字多岸田、伊古部町字北椎ノ木谷、伊古部町字島、伊古部町字大欠、伊古部町字東荒子、伊古部町字下リ、伊古部町字原、伊古部町字枇杷ヶ谷、東赤沢町字浜屋敷、東赤沢町字西横根、東赤沢町字西方部、東赤沢町字橋詰、東赤沢町字竜下、東赤沢町字竜、東赤沢町字広見、東赤沢町字浜井場、東赤沢町字東横根、東赤沢町字茶ノ木、西赤沢町字郷ノ内、西赤沢町字東浦、西赤沢町字横根、西赤沢町字神出、西赤沢町字南ノ谷、西赤沢町字大堀、城下町字恵下、城下町字細田、城下町字休場、城下町字北方部、城下町字築地ノ内、城下町字南方部及び城下町字作三部の各一部
	日色野地域下水道	日色野町字菱形、日色野町字堂閑、日色野町字西畑、日色野町字八王子及び日色野町字前田の各一部
	五並地域下水道	小島町字荒巻、小島町字池ノ谷、小島町字芋ヶ谷、小島町字大舟、小島町字柿木塚、小島町字北出口、小島町字小舟、小島町字峠、小島町字西十三本、小島町字西峠、小島町字西中沢、小島町字東峠、小島町字東中沢、小島町字本田、小島町字南島、小島町字南出口、小島町字谷ノ上、小島町字若宮、小松原町字荒蒔、小松原町字今西、小松原町字伊良三造、小松原町字北狭間、小松原町字五本松、小松原町字坪尻、小松原町字天目山、小松原町字出口、小松原町字中島、小松原町字東島、小松原町字東原、寺沢町字内原、寺沢町字亀淵、寺沢町字郷中、寺沢町字寺瀬戸、寺沢町字寺東、寺沢町字東郷、西山町字西山、東細谷町字旭島、東細谷町字小寒、東細谷町字坂ノ上、東細谷町字西島、東細谷町字西畑、東細谷町字深田、東細谷町字本畑、東細谷町字宮下、細谷町字石蔵、細谷町字井ノ上、細谷町字大谷、細谷町字上大附、細谷町字北芋ヶ谷、細谷町字荒神松、細谷町字小坂、細谷町字下モ道、細谷町字滝ノ上、細谷町字近見山、細谷町字中尾、細谷町字中ノ島、細谷町字坂東堀、細谷町字深道及び細谷町字南丸山の各一部
	駒形地域下水道	駒形町字海中、駒形町字上沢、駒形町字駒郷、駒形町字坂口、駒

		形町字下田、駒形町字退松、駒形町字広島、駒形町字丸山、駒形町字道南、駒形町字南欠下、駒形町字山崎、中野町字欠、大山町字上青尻、大山町字西井場、一色町字西内張及び磯辺下地町字南山崎の各一部
	大村地域下水道	大村町字為河原郷、大村町字塩田、大村町字下河原、大村町字金山、大村町字江川、大村町字小見堂、大村町字善蔵、大村町字大溝、大村町字北川原、大村町字横走、大村町字勘太、大村町字袋小路、大村町字五貫森、大村町字九蔵、大村町字西浦、大村町字走出、大村町字池田、大村町字仲田、大村町字松浦、大村町字地之神、大村町字於泥、大村町字花次、大村町字山所、大村町字大ノ前、大村町字大桜、大村町字島、大村町字藤田、大村町字松ノ木田、大村町字水洗、大村町字大日、長瀬町字古川、長瀬町字宮井戸、長瀬町字郷西、長瀬町字西浦、長瀬町字前畑、長瀬町字上ノ畑、下地町字北村、下地町字柳目、下地町字五貫、下地町字大塚及び瓜郷町大塚の各一部
	石巻金田地域下水道	石巻町字荒木、石巻町字新屋、石巻町字岩田、石巻町字内屋敷、石巻町字会下、石巻町字奥屋敷、石巻町字上浦、石巻町字川添、石巻町字北屋敷、石巻町字小柴、石巻町字沢渡、石巻町字下屋敷、石巻町字新川、石巻町字中白、石巻町字丁田、石巻町字寺前、石巻町字出口、石巻町字東頭、石巻町字中瀬古、石巻町字仲ノ坪、石巻町字西浦、石巻町字野田、石巻町字深田、石巻町字堀合、石巻町字前屋敷、石巻町字藪下、石巻本町字杉ヶ本、石巻本町字狭間、石巻本町字森屋敷、牛川町字押川及び牛川町字寺前の各一部
	下五井・横須賀地域下水道	下五井町青木、下五井町小馬場、下五井町白川、下五井町城屋敷、下五井町甚太前、下五井町寺前、下五井町天王、下五井町西屋敷、下五井町東店、下五井町南田、下五井町南屋敷、下五井町宮後、下地町字重森、下地町字東前、下地町字四ツ屋、横須賀町植松、横須賀町後口、横須賀町玄宗、横須賀町三月田、横須賀町重森、横須賀町土場、横須賀町野田、横須賀町浜井場、横須賀町林、横須賀町稗田、横須賀町東前、横須賀町宮西、横須賀町宮前、横須賀町宮元、横須賀町宗正、横須賀町元屋敷及び横須賀町横須賀の各一部
	大山地域下水道	磯辺下地町字古新田、磯辺下地町字下地、磯辺下地町字下沢、磯辺下地町字東坪、磯辺下地町字葎山、大山町字上青尻、大山町字五分取、大山町字塩浜、大山町字下青尻、大山町字道日記、大山町字西井場、大山町字西大山、大山町字西坪、大山町字東大山、大山町字松荒及び駒形町字下田の各一部
	神ヶ谷・神郷地域下水道	石巻町字間場、石巻町字青木、石巻町字大入、石巻町字乙北山、石巻町字金割、石巻町字上屋敷、石巻町字北山甲、石巻町字中屋敷、石巻町字西屋敷、石巻町字馬場、石巻町字札辻、石巻町字南山、石巻町字門前、石巻本町字石神、石巻本町字北海津、石巻本町字寺前、石巻本町字中尾、石巻本町字西屋敷、石巻本町字東屋敷の各一部
	むつみね台地域下水道	西七根町字むつみね台の一部
	若松東地域下水道	若松町字豊美の一部
	天伯地域下水道	天伯町字高田山及び天伯町字三ツ山の各一部
農業集落排水施設	野依地域下水道	野依町字相川、野依町字井原、野依町字上地、野依町字上ノ山、野依町字上鷺田、野依町字北、野依町字木戸口、野依町字光明、



	野依町字郷道、野依町字下鷺田、野依町字神明山、野依町字次郎三、野依町字諏訪、野依町字寸沢、野依町字中瀬古、野依町字南郷、野依町字西新屋、野依町字西川、野依町字西中山、野依町字西屋敷、野依町字八幡、野依町字花ノ木、野依町字東新谷、野依町字東中山、野依町字東屋敷、野依町字東山、野依町字向河原、野依町字森下、野依町字山脇、畑ヶ田町字雉山及び畑ヶ田町字畑ヶ田の各一部
下条地域下水道	下条西町字池端、下条西町字大屋敷、下条西町字北、下条西町字小大道、下条西町字郷前、下条西町字水神、下条西町字杉本、下条西町字西郷廻り、下条西町字東郷廻り、下条西町字堀切、下条西町字南、下条西町字三ノ下、下条西町字村前、下条東町字池尻、下条東町字池田、下条東町字池南、下条東町字石塚、下条東町字王西、下条東町字北ヶ谷、下条東町字木戸口、下条東町字畦添、下条東町字花深前、下条東町字小堀、下条東町字紺屋谷、下条東町字白石、下条東町字中通、下条東町字中屋敷、下条東町字西浦、下条東町字広間、下条東町字古城、下条東町字星野、下条東町字松下、下条東町字宮西、下条東町字宮脇、下条東町字谷口、石巻本町字投野及び石巻本町字西浦の各一部
雲谷・中原地域下水道	雲谷町字上ノ山、雲谷町字川通、雲谷町字下ヶ谷、雲谷町字新外ノ谷、雲谷町字新丸山ワキ、雲谷町字堂ノ前、雲谷町字ナベ山下、雲谷町字ノナカ、雲谷町字八尻、雲谷町字山ミチ、中原町字岩西、中原町字岩マエ、中原町字上ノ谷、中原町字瓶焼、中原町字荒神、中原町字堤下、中原町字中ノ谷、中原町字西荒神、中原町字東荒神、中原町字東ノ谷及び中原町字東山の各一部
五号地域下水道	神野新田町字アノ割、神野新田町字サノ割、神野新田町字キノ割、神野新田町字メノ割、神野新田町字ミノ割、神野新田町字シノ割、神野新田町字エノ割、神野新田町字ヒノ割、神野新田町字モノ割、神野新田町字セノ割、神野新田町字スノ割、神野新田町字京ノ割及び富久縞町字西ノ坪の各一部
石巻高井地域下水道	石巻町字乙北山、石巻町字札辻、石巻本町字新屋、石巻本町字石畑、石巻本町字板取、石巻本町字井田、石巻本町字市場、石巻本町字大清水、石巻本町字大地、石巻本町字太田、石巻本町字折目、石巻本町字上ミ畑、石巻本町字萱野、石巻本町字北市場、石巻本町字北久古、石巻本町字北山、石巻本町字広福、石巻本町字小深田、石巻本町字御所、石巻本町字嵯峨、石巻本町字重行、石巻本町字清水、石巻本町字正円畑、石巻本町字城之内、石巻本町字新田屋敷、石巻本町字杉ノ本、石巻本町字須原、石巻本町字瀬戸、石巻本町字曾根、石巻本町字高嶋、石巻本町字立石、石巻本町字太夫橋、石巻本町字茶臼、石巻本町字茶ノ木、石巻本町字ツクエ、石巻本町字辻川、石巻本町字堤下、石巻本町字出口、石巻本町字中岡、石巻本町字中力田、石巻本町字中野口、石巻本町字中屋敷、石巻本町字投野、石巻本町字西家門、石巻本町字西木ノ根、石巻本町字西下地、石巻本町字西砂原、石巻本町字西田、石巻本町字西野、石巻本町字野添、石巻本町字信池、石巻本町字狭間田、石巻本町字橋上、石巻本町字初坂、石巻本町字半ノ木、石巻本町字東家門、石巻本町字東木ノ根、石巻本町字東下地、石巻本町字東野、石巻本町字櫃割、石巻本町字枇杷、石巻本町字藤葉、石巻本町字掘合、石巻本町字本郷、石巻本町字日南坂、石巻本町字的場、石巻本町字南山、石巻本町字宮前、石巻本町字向イ、石巻本町字

		向野及び石巻本町字若宮の各一部
	嵩山地域下水道	嵩山町字荒木、嵩山町字井原、嵩山町字岩本、嵩山町字長田、嵩山町字尾曾根、嵩山町字上角庵、嵩山町字川原田、嵩山町字神畑、嵩山町字北貝津、嵩山町字北ノ間、嵩山町字軍場、嵩山町字桂土、嵩山町字下貝津、嵩山町字下角庵、嵩山町字立岩、嵩山町字田楽、嵩山町字中通、嵩山町字奈木、嵩山町字西ノ田、嵩山町字八ツ田、嵩山町字東荒木、嵩山町字平田、嵩山町字細田、嵩山町字松田、嵩山町字南井原、嵩山町字南浦、嵩山町字宮下、嵩山町字宮前、嵩山町字向イ、嵩山町字八ツ面、嵩山町字八名ヶ谷及び嵩山町字藪下の各一部
し尿処理 施設等	天津地域下水道	杉山町字天津、杉山町字天津前及び杉山町字中藻の各一部
	植田地域下水道	植田町字一本木、植田町字鶴首及び植田町字向新切の各一部
	野依台地域下水道	野依台一丁目及び野依台二丁目の各一部
	杉山町いずみが丘地域下水道	杉山町字いずみが丘の一部
	杉山町御園地域下水道	杉山町字新知原、杉山町字知原、杉山町字七股池及び杉山町字向山の各一部
	植田三区地域下水道	植田町字上リ戸、植田町字大池、植田町字清水山及び植田町字西蛤沢の各一部